

世界金融危機後の国際経済法の課題「座長コメント」日本国際経済法学会年報第20号  
1-5頁 日本国際経済法学会編

【要旨】

本コメントで取り上げた論稿から垣間見ることができるのは、世界金融危機後の国際経済法の課題に対しては、政府や国際機関が、G20やFSBのような事実的な組織を利用して、情報交換と交渉を繰り返すことによって、自主的にその解決策を見出していく傾向である。他方で、国際的な倒産処理においても、外国倒産手続の承認・援助には限界があり、当面は各国の自主的な協調と当事者の工夫に依存せざるを得ないことがわかる。

われわれが100年に一度の金融危機から学ぶとすれば、もともと国際経済法が扱おうとする問題は多様であり、法的でフォーマルな対応はそこごく一部にしか有効でないという事実ではないだろうか。法律問題であっても法的に解決できるとは限らないのである。多くの課題は最終的には当事者の自主性と創造性と互譲によって解決せざるをえないとすれば、法的処理と任意的処理を理論的に区別した上で、両者の相互作用に留意しつつ、交渉や協議、仲裁、あっせん、調停などの当事者による解決方法の研究を行わなければならない。

このためには、国際経済法に携わる者が、他の法分野、他の学門領域との協働を厭わず、実践への関心を持ち続けることが肝要である。もちろん、理論と実践が相互に学び合い相互に高め合うためには、この分野における教育の内容と効果をいかに充実させていくかを、協力して検討しなければならないだろう。